

保育施設における感染拡大防止のための留意点

1. 登園にあたり、保護者の皆様をお願いしたいこと

(登園について)

保育施設への登園にあたっては、発熱がある場合は保育を行うことはできません。また、発熱がない場合でも、咳やのどの痛み・鼻水など呼吸器症状がある場合、その他、悪寒・下痢やいつもと違う様子がある場合にも登園をお断りします。なお、発熱の目安は 37.5 度としていますが、平熱の個人差には配慮します(必要に応じて園医、かかりつけ医とご相談ください)。

登園日以前に発熱等があった場合は、解熱後 24 時間以上が経過し、咳やのどの痛みなど呼吸器症状などが解消されるまでは登園できません。

(発熱等におけるお迎えの依頼について)

登園後に、上記のような発熱や呼吸器症状、その他、お子様の体調にいつもと違う様子があった場合には、事務室等にて隔離を行ったうえで、保護者の方にお迎えをお願いします。保護者の皆様におかれましては、感染拡大を防止するため、速やかなお迎えにご協力をお願いします。

(お子さまの体調管理について)

お子様の体温について、家庭で検温をして登園するとともに、家庭で体調を確認し、いつもと様子が違うことがあれば、必ず保育施設へお伝えください。

(同居家族等の新型コロナウイルス感染疑いに伴う登園のルールについて)

在園するお子様が、①新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に指定された場合、②感染疑いのため PCR 検査又は抗原検査(医療機関等によるもの又は抗原検査キットの場合は陽性結果が確定診断となるもの。)を受診した場合は、登園をお控えください。登園を控える期間は、①の場合は保健所の指定する健康観察期間(感染者との最終接触から 10 日間)、②の場合は検査結果が陰性になるまでの期間です。同居家族の方も①②に該当する場合には、お子様の登園をお控えいただきますが、PCR 検査又は抗原検査(医療機関等によるもの又は抗原検査キットの場合)は陰性結果が確定診断となるもの)の結果、陰性が判明した場合には、登園を再開できます。

在園児及び同居家族の方が上記①②該当する場合は、必ず保育園までご連絡をお願いします。

(保護者の方の体調について)

保護者の方で体調不良がある場合には、送迎をご遠慮ください。やむを得ず送迎を行う場合は、園内には立ち入らず、玄関等での送迎にご協力ください。なお、保護者の方に発熱、咳、鼻水、のどの痛み、悪寒など新型コロナウイルス感染が疑われる場合には、お子様の登園をお控えください。

(海外等からの渡航について)

概ね過去 10 日以内に厚生労働省の指定する対象地域・船舶から帰国したもの及び乗船してい

た子どもや保育所等の職員(対象地域から帰国又は対象船舶に乗船していた者と濃厚な接触をした者を含む。)については、帰国又は接触から 10 日間は登園を避け、外出を控えてください。

2. 保育施設における感染予防対策について

(保育施設における感染予防対策)

保育施設における感染症予防対策につきましては、国による「保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)(2021(令和3)年8月一部改訂)」に基づき、手洗いの徹底、施設内の消毒による衛生管理、定期的な換気等の一般的な感染症対策を実施いたします。限られた人員の中で、可能な限りの対策を行いますが、完全・特別な対策は行うことができませんのでご理解ください。ガイドラインにも記載がありますが、**保育所の性質上、保育所内への感染症の侵入・流行を完全に阻止することは不可能です**。保育所における対策は、このことを前提とした上で、感染症が発生した場合の流行規模を最小限にすることを目標として実施します。保護者の皆様におかれましては、園内へウイルスを持ちこませないための対策としてのお子様の体調管理等にご協力をいただくとともに、各園での対策についてご理解をいただき、登園のご判断をいただけますようお願いいたします。

(保育園における保育及び行事等の対応)

感染症対策に注意をしながら、通常の保育は保育指針等に基づき、保育の質を落とすことのないよう適切に行って参ります。ただし、園行事などの対応につきましては、感染症予防に配慮し、中止もしくは規模の縮小、内容の見直し等により対応します。ご理解をお願いいたします。

(衛生教育について)

感染症予防対策として、保育施設では園児への手洗いや咳エチケット等の衛生教育を徹底して参ります。保護者の皆様におかれましても、園内に入る場合の、手洗い・消毒の徹底とマスクの着用等について協力をお願いします。また、ご家庭でも手洗いや咳エチケットについて、お子様の習慣となるようご協力をお願いします。

(職員等について)

保育園職員についても、登園前に体調管理を行い、上記の扱いと同様に発熱や呼吸器症状がある場合には、勤務を控えます。職員の体調管理についても万全を期していますが、感染拡大の状況によっては、通常の職員体制が確保できない場合がございます。通常と違う体制での保育となる場合や、規模の縮小等を行う可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

3. 園児等に感染症が発生した場合の対応について

(園児及び職員等に新型コロナウイルスの感染症が発生した場合の対応)

園児及び職員が新型コロナウイルス感染症に感染したことが確認され、感染拡大の恐れがある場合には、保育施設は臨時休園とします。臨時休園の期間は、保健所等との協議により決定しますが、原則として感染者との最終接触より 10 日とします。